

行政文書開示決定通知書

野村 一也 様

警察庁長官



平成26年8月26日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・ 交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会委員謝金に係る支給調書
- ・ 交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会出席に係る旅行依頼簿

2 不開示とした部分とその理由

住所（又は居所）及び郵便番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして法第5条第1号に該当するとともに、慣行として公にされていない情報であることから不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
A 4判文書 18枚 (平26警察庁甲情公発第151-2号にあっては、14枚) 合計 32枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	0円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき10円	320円	20円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額 (CD-R1枚)	420円	120円

* 開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となりますので、平26警察庁甲情公発第151-1号決定との合算額として計算しました。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：10月1日から11月5日まで（行政機関の休日を除く。）

9：30～12：00及び13：00～17：00

場所：千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 警察庁情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：平26警察庁甲情公発第151-1、2号を同梱した場合

重さ約140gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には150gまで205円（3(1)②の場合）

重さ約75gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公関係
- ・担当者名 河村
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp